

抵当権消滅請求 宅建 H21-06-1 <<#679>>

【問】 正誤をつけよ。

抵当権の被担保債権につき保証人となっている者は、抵当不動産を買い受けて第三取得者になれば、**抵当権消滅請求**をすることができる。✖

【答え】 誤り

<<ポイント>> 抵当権消滅請求【発展】

抵当不動産の**第三取得者**は、**抵当権消滅請求**をすることができる。（民法 379 条）

主たる債務者、保証人及びこれらの者の承継人は、**抵当権消滅請求**を**することができない**。

（民法 380 条）

